

議案第32号

守口市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案

守口市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和元年6月13日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

守口市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年守口市条例第25号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）第3条第1項、第8条第1項及び第10条第1項の規定に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条から第9条まで 略</p> <p><u>(貸付利率)</u></p> <p><b>第10条</b> <u>災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）第3条第1項、第8条第1項並びに第10条第1項及び第4項の規定に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条から第9条まで 略</p> <p><u>(保証人及び貸付利率)</u></p> <p><b>第10条</b> <u>災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。</u></p> <p><u>2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。</u></p>

(償還方法等)

**第 1 1 条** 災害援護資金の貸付けに係る償還方法、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、令第 7 条第 3 項及び第 4 項、第 8 条から第 11 条までの規定によるものとする。

(償還免除)

**第 1 2 条** 市長は、法第 13 条第 1 項の規定により災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、令第 12 条による場合はこの限りでない。

以下 略

3 第 1 項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の違約金を包含するものとする。

(償還方法等)

**第 1 1 条** 災害援護資金の貸付けに係る償還方法、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、令第 7 条第 3 項及び第 4 項、第 8 条から第 10 条までの規定によるものとする。

(償還免除)

**第 1 2 条** 市長は、法第 13 条第 1 項の規定により災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、令第 11 条による場合はこの限りでない。

以下 略

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の守口市災害弔慰金の支給等に関する条例第 10 条の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。